



Title	フランス担保法の現在（一）：倒産手続における処遇の観点をふまえて
Author(s)	齋藤, 由起
Citation	阪大法学. 2019, 69(1), p. 147-152
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87209
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

フランス担保法の現在（一）

——倒産手続における処遇の観点をふまえて——

齋 藤 由 起

シンポジウムの趣旨と概要

本連載で紹介する各論文は、二〇一九年三月九～一〇日に、大阪大学法経研究棟大会議室で開催された日仏シンポジウム「フランス担保法の現在——倒産手続における処遇の観点をふまえて——」(Garantie, sûreté et procédure collective — Regards croisés franco-japonais) のフランス側の研究報告六編を翻訳したものおよび横山美夏京都大学教授による本シンポジウムの総括コメントである。

まずは、本シンポジウムの開催経緯と趣旨を簡略に説明したい。

本シンポジウムは、マリー＝エレーヌ モンセリエ＝ボン (Marie-Hélène Monserié-Bon) 教授 (パリ第二大学)、横山美夏教授 (京都大学)、荻野奈緒教授 (同志社大学) および齋藤の共同の主催によるシンポジウムである。本シンポジウムの端緒を開いたのは、モンセリエ＝ボン教授が、トゥールーズ第一大学勤務時代の二〇一五年に、ト

ウールーズ第一大学と提携関係にある大阪大学大学院高等司法研究科の外国人招へい研究員として大阪大学に滞在された際に、横山教授の依頼により、京都大学大学院法学研究科で開講していたフランス法の授業のゲストスピーカーとして、倒産法の入門講義をされたことであった。このときの講義内容の翻訳は、マリール・エレーヌ・モンセリエ・ボン（荻野奈緒・齋藤由起／共訳）「フランス倒産法概説（一）（三・完）」阪大法学六五巻四号（二〇一五年）一一一九頁、五号（二〇一六年）一二八三頁、六号（二〇一六年）一四四九頁として公表している。その後、二〇一六年に、モンセリエ・ボン教授がフランス南部にあるオクシタニー（Occitanie）地域圏の訪問団の一員として来日された際、オクシタニー地域圏の大学であるトゥールーズ第一大学およびモンペリエ大学と、関西にある京都大学、同志社大学、大阪大学に所属する研究者が共に、日本でシンポジウムを開催しようという企画が持ち上がり、そのテーマとして、担保法制のあり方が選ばれた。

このようなテーマが選ばれたのは、次の理由による。

日仏両国において、企業の資金調達的手段として、保証人や不動産担保への依存を脱却し、事業用の財産（動産）や事業から発生する収益（債権）の担保化が模索されている。これらの担保の実効性を高めることは、資金調達の円滑化につながり得るが、他方で、経営難に陥った企業の再生を妨げる危険もある。そのため、担保法制は、平時における処遇のみならず、倒産手続における処遇にも目配りして構想しなければならないが、担保の実効性を重視する日本の担保・倒産法制度に対し、フランスの担保法制度は、度重なる立法により、担保の実効性と倒産予防・企業再建とのバランスを現実的かつ柔軟に解決する手法を提示している。日本でシンポジウムを開催するにあたって、フランスの担保法制度は、比較法的観点からはもちろん、日本法にとっても示唆に富むものである。

二〇一七年にモンセリエ・ボン教授はバリ第二大学に異動されたが、同教授の熱意と強力なリーダーシップによ

つてこの企画は維持され、トゥールーズ第一大学とモンペリエ大学から担保法・倒産法について第一線で活躍する研究者が集められた。日本側も、横山教授、荻野教授、齋藤に加え、山野目章夫教授（早稲田大学）、杉本和士教授（法政大学）に報告者として参加いただく運びとなった。

民法と倒産法にまたがるテーマを選んだ当時は予想もしていなかったが、このテーマは、フランスでは大いに今日性を有する。というのは、フランスでは、企業の成長及び変革に関する法律案（Page 法案）が、本シンポジウムが開催された当時に審議中だったからである。同法案は、二〇一八年一〇月九日に国民議会による第一読会において可決され（法案一七九号）、二〇一九年二月二日に元老院による第一読会において修正され（法案六〇号）、二月二〇日に混合同数委員会が開催されたが、成案が得られなかった。その後、三月一五日に国民議会による第二読会で可決されたものの（法案二四四号）、四月九日に元老院において否決され、四月一日に国民議会において最終的に可決された。そして、四月一六日に憲法院に付託された。同法案は、担保法および倒産手続における担保の処遇に関する法をオールドナンスによって改正することを授權する内容を含むものであり、それは具体的に次のとおりである。同法案一六条は、政府に対し、同法の公布から二四か月以内に、「担保権を有する債権者と有しない債権者を含むすべての債権者、債務者および担保提供者の利益の均衡を確保しながら、担保法を単純化し、その実効性を強化するために」、必要な措置をオールドナンスによってとることを認め、次の各事項について授權する。① 自然人保証人の保護を確保しつつ、保証制度のわかりやすさと実効性を改善するための保証法の改正、② 動産先取特権に関する民法規定の現代化および時代遅れとなった先取特権の廃止、③ 有体動産質に関する民法ルールの明確化、④ 有益性を失った特殊な動産担保の廃止、⑤ 民法典、商法典、通貨金融法典における特別な動産担保に関するルールの単純化と現代化、⑥ 動産担保の公示ルールの調和と単純化、⑦ 債権質に関する民法ルールの明確化、⑧ 所

有権留保に関する民法ルールの補完、⑨民法典における担保のための債権譲渡の可能性の肯認、⑩担保目的信託の設定と実行に関するルールの柔軟化、⑩・⑫民法典における担保のための金銭の移転の新設、⑪不動産担保に関するルールの改善、⑪・⑫物的および人的担保に関する私署証書の電子的方法による作成に関する民法規定の現代化、⑫倒産手続に関する商法典第六編における担保および担保権者に関するルールの単純化、明確化及び現代化、⑬前記①ないし⑫の適用によってもたらされる修正の適用を確保することを可能にし、または修正の影響を受ける規定であって法律の性質を有するものをすべて調整して修正すること。

日本においても、法務省の協力を得て、「動産・債権を中心とした担保法制に関する研究会」（座長 道垣内弘人教授、主催 公益社団法人商事法務研究会）が、二〇一九年三月四日より活動を開始した。近い将来に担保法が改正されることが予想されるところであり、本シンポジウムの内容は、今後の議論にとって有益な素材を提供しうだろう。

本シンポジウムのプログラムは、以下のとおりである。各セッションは、フランス側報告者による主報告と、日本側報告者による日仏比較の観点からのコメント（対照報告）から構成されており、両報告の後で、参加者から活発な質疑や意見交換が行われた。

【一日目】 三月九日（土） 九時三〇分～一七時四五分

「第一セッション」 序

「倒産手続における担保の処遇——日本」 杉本和士（法政大学教授）

「倒産手続における伝統的担保の処遇——フランス」 マリー＝エレーヌ モンセリエ＝ボン（パリ第二大学教

授）……本号掲載

〔第二セッション〕 保証およびその代替手段と倒産手続

「保証およびその代替手段と倒産手続」 マリー＝ピエール デュモン（モンペリエ大学教授）……六九卷五号
掲載予定

「コメント」 齋藤由起（大阪大学准教授）

〔第三セッション〕 約定物的担保と倒産手続

「有体動産を目的とする担保」 フランシヌ マコリグ＝ヴニエ（トゥールーズ第一大学教授）……本号掲載
「債権の担保」 セヴリーヌ カブリヤック（モンペリエ大学教授）……六九卷二号掲載予定

「コメント」 山野目章夫（早稲田大学教授）

【二日目】 三月一〇日（日） 九時三〇分～一三時

〔第四セッション〕 担保目的の所有

「担保のために留保された所有」 ジュリアン テロン（トゥールーズ第一大学教授）……六九卷二号掲載予定
「担保のために譲渡された所有」 フランソワーズ ペロション（モンペリエ大学教授）……六九卷二号掲載予定

「コメント」 荻野奈緒（同志社大学教授）

「第五セッション」 「総括コメント——日仏比較の観点から」 横山美夏（京都大学教授） ……六九卷五号掲載予定

本号では個別報告のうち、二本の論文の翻訳を掲載する。まず、第一セッションにおいて報告されたマリール＝エレーヌ モンセリエ＝ボン（荻野奈緒＝齋藤由起／共訳）「従来型担保と倒産手続」である。第一セッションは、二日間にわたるシンポジウムの導入としての意義を有するものであった。はじめに、杉本教授から、フランス側の報告者のために、日本の倒産手続の種類と基本的な仕組みおよび倒産手続における担保の処遇の基本的な考え方が紹介された後、モンセリエ＝ボン教授から、以後のセッションで現代型の担保を取り扱う前提として、従来型の担保のフランス倒産手続における処遇が紹介された。

次に、フランシーヌ マコリグ＝ヴニエ（荻野奈緒＝齋藤由起／共訳）「有体動産の債務の担保への充当」を掲載する。この論文は、第三セッション「約定物的担保と倒産手続」において報告されたものである。マコリグ＝ヴニエ教授の主報告に対しては、山野目教授が、対照報告（コメント）において、日本民法では非占有の質権が認められておらず、この点がフランスと大きく異なっていることを指摘したうえで、非占有の動産担保を実現するために譲渡担保が用いられており、また、譲渡担保は、質権と異なって動産先取特権に常に優先することなどを説明した。なお、本シンポジウムの開催にあたっては、公益財団法人社会科学国際交流江草基金および公益財団法人民事紛争処理基金の助成を受けた。ここに記して謝意を表したい。